スモークマシンの規制について

１　概要

スモークマシンは、舞台などにおいて演出効果を高めるため、発煙剤を加熱、加圧し、空気中に放出することにより人工的に煙や霧を発生させる機器です。発煙剤に危険物が含まれている場合は、火災予防上危険な物品に該当するため、禁止行為解除の申請が必要です。

※１　使用する発煙剤が火災予防上危険な物品に該当するかどうかは、発煙剤の仕様書を確認してください。不明の場合は、販売業者や製造メーカーに問い合わせて確認してください。

※２　スモークマシンの使用場所に自動火災報知設備の煙感知器等が設置されていた場合、誤作動を起こす可能性がありますので、事前に確認してください。

２　禁止行為解除のための要件

スモークマシンの禁止行為解除を行うためには、その行為が次に掲げる「禁止行為を行う理由・目的」のいずれかに該当し、かつ「火災予防上必要な措置」がとられている必要があります。

チェック	禁止場所	禁止行為を行う理由・目的
□	劇場等若しくはキャバレー等の舞台部又はテレビスタジオ	演劇等における演出のため
□		演劇の公開リハーサル等のため
□		テレビスタジオにおける料理番組等の制作のため

チェック	火災予防上必要な措置
□	防火管理者、火元責任者又は現場責任者の監督による警戒、消火の準備及び直ちに事故に対処できる体制が講じられていること。
□	防火上必要な点検、整備又は清掃その他火災予防上必要な措置が講じられていること。
□	消火器具（能力単位の合計が2以上のものをいう。）が付加設置されていること。ただし、禁止行為が行われる場所から5メートル以内に消火器具が設置されている場合はこの限りでない。
□	保管する場所は、他の物品と混在しないよう不燃性の収納庫に入れること。
□	火災予防上危険な物品の持込み場所は、出入口及び階段等から3メートル以上離れていること。ただし、耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合は、この限りでない。
□	火災予防上危険な物品の持込み場所は、火気使用場所から5メートル以上離れていること。ただし、不燃区画されたものは、この限りでない。
□	危険物については、指定数量の5分の1未満の数量とすること。
□	濃煙又は濃霧を出す器具で、引火性物品を使用するものは、引火に対して保安距離を十分確保させるとともに、濃煙又は濃霧が霧散するまでは裸火を使用しないこと。
□	可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）は、ガス総質量の合計が5キログラム未満であること。

3　禁止行為解除の申請

【申請日】

禁止行為を行おうとする日の５日前（名古屋市の休日を定める条例第2条第1項に規定する本市の休日を除く。）までに申請を行ってください。

禁止行為の内容によっては、審査に時間を要する場合がありますので、ゆとりを持って申請いただくようお願いします。

【申請に必要な書類】

次に掲げる書類を各２部ずつ用意してください。

- 禁止行為解除に関する申請書
- 自衛消防隊の編成表など直ちに事故に対応できる体制を表す資料
- 図面（配置図や平面図など、スモークマシンを使用する場所が分かるもの）
- スモークマシン及び発煙剤の仕様書（危険物の品名や数量などが分かるもの）
- その他必要に応じて用意する書類（イベント概要やタイムスケジュールなど）

図面の記載例

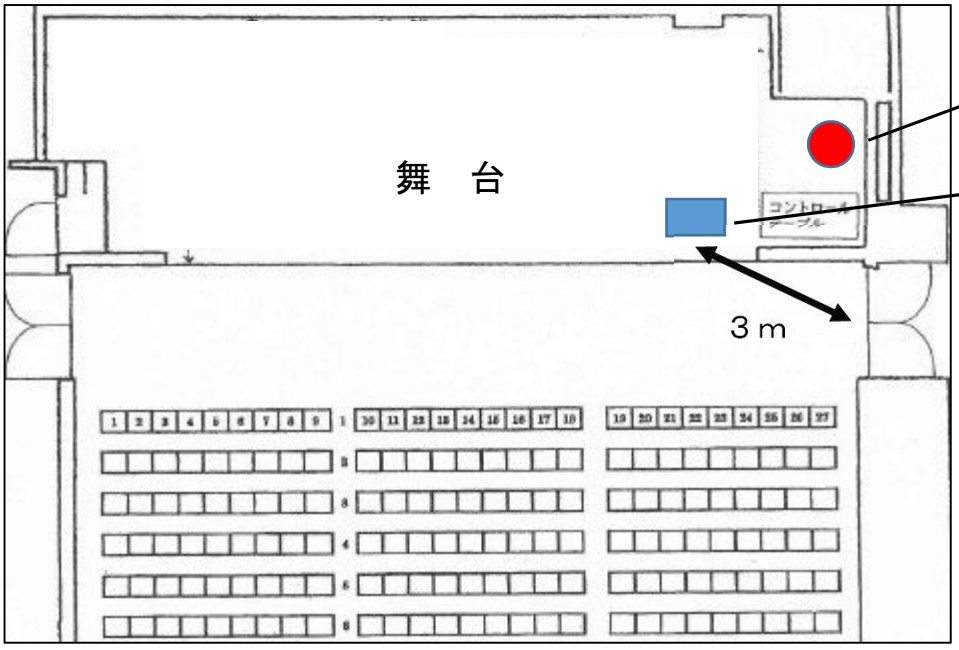

【図面に記載する事項】

- ✓　消火器の設置場所
- ✓　スモークマシンの使用場所
- ✓　出入口からの距離
- ✓　火気使用場所からの距離

行おうとする行為が禁止行為に該当するか、禁止行為が解除認定の条件に適合しているかなど、疑問点がある場合には、事前に申請する事業所がある区の消防署予防課へご相談ください。
また、審査に時間を要することもあるため、早めの相談をお願いします。

禁止行為解除に関する申請書の様式データや記載例は、名古屋市公式ウェブサイトに掲載しています。